

広島県教育委員会教育長告示第十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県立歴史博物館の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十一年五月二十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

委託事務	委託を受けた者		委託をした年月日 (委託期間)
	名称	住所	
広島県立歴史博物館入館料の徴収事務	株式会社ベッセル テクノサービス	福山市南本庄三丁目 四番一七号	平成二十二年三月二五日 (平成二十二年四月一日) 平成二十三年三月二二日